

議案第51号

目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
目黒区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年12月目黒区条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 子ども（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が何人からも監護されておらず、区長が必要と認める場合の当該子ども本人

第5条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第6条第1項中「・診療所」を「、診療所」に、「保護者」を「保護者等」に、「・薬剤」を「、薬剤」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第7条中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る助成について適用する。
- 3 この条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者については、医療証の交付申請の手続は、施行日前においても行うことができる。

(説明) 医療費の助成の対象年齢を引き上げるとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>保護者等</u>」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p><u>(3) 子ども(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)</u>が何人からも<u>監護されておらず、区長が必要と認める場合の当該子ども本人</u></p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の<u>保護者等</u>は、当該対象者について、規則で定めるところにより区長に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>保護者</u>」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>3・4 (省略)</p> <p>(医療証の交付)</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の<u>保護者</u>は、当該対象者について、規則で定めるところにより区長に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</p> <p>(助成の方法)</p>

第6条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に前条の規定により医療証の交付を受けた保護者等が当該医療証を提示して、当該保護者等に係る対象者が診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、医療費の助成は、当該保護者等に支払うことにより行うことができる。

（届出義務）

第7条 第5条の規定により医療証の交付を受けた保護者等は、同条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 対象者の保護者等は、当該対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者の保護者等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第6条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に前条の規定により医療証の交付を受けた保護者が当該医療証を提示して、当該保護者に係る対象者が診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があると認めるときは、医療費の助成は、当該保護者に支払うことにより行うことができる。

（届出義務）

第7条 第5条の規定により医療証の交付を受けた保護者は、同条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

2 対象者の保護者は、当該対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者の保護者が既に届け出ている場合は、この限りでない。